

令和6年第2回知内町議会定例会

- ◎ 招集年月日 令和6年6月20日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和6年6月20日(木) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和6年6月20日(木) 午後 2時05分

◎ 出席議員

1番	松井盛泰	6番	山田顕人
2番	花井泰子	7番	一之谷 駿
3番	笠松悦子	8番	野口久美子
4番	五十嵐捷爾	9番	木村 一
5番	吉田峰一	10番	谷口康之

- ◎ 会議録署名議員 1番 松井盛泰 3番 笠松悦子

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野 樹
総務課	長	森永 茂
生活福祉課	長	笠松さおり
保健センター	長	(笠松さおり)
地域包括支援センター	長	(笠松さおり)
税務会計課	長	佐藤辰治
農業水産振興課	長	南 一 貴
商工林業振興課	長	南 和 敏
政策調整課	長	三原 知 明
建設水道課	長	澤田浩一
教 育	長	堂下則昭
教育委員会事務局	長	長谷川将之
スポーツセンター	長	(長谷川将之)
知内高等学校事務	長	高田正志
学校給食センター	長	(長谷川将之)
代表監査委員		木村和義

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	上野真吾
議 事	係	高田貴明

令和6年第2回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和6年6月20日(木) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 1 番、松井盛泰君、3 番、笠松悦子君
第 2	委 員 会 報 告	議会運営委員会報告について
	第 1 号	(委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6		追跡質問
第 7		一般質問
第 8	報 告 第 1 号	令和5年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越 について
第 9	議案第 1 号	令和6年度知内町一般会計補正予算(第2号)について
第10	議案第 2 号	知内町営住宅管理条例の一部改正について
第11	議案第 3 号	知内高校教員用PC更新事業について
第12	意 見 書 案	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の 提出について
	第 1 号	
第13	意 見 書 案	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
	第 2 号	
第14	意 見 書 案	地方財政の充実・強化に関する意見書について
	第 3 号	
第15	意 見 書 案	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以 下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見 書の提出について
	第 4 号	
第16	意 見 書 案	道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直 しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意 見書の提出について
	第 5 号	
第17	意 見 書 案	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の 充実・強化を求める意見書の提出について
	第 6 号	
第18	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (谷口康之)

皆さん、おはようございます。

令和6年第2回定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和6年第2回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（谷口康之）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松井盛泰君及び3番、笠松悦子君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第2、委員会報告第1号『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る6月13日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、笠松悦子君。

◎ 委員長（笠松悦子）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和6年第2回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告致します。

令和6年6月20日提出。知内町議会議長、谷口康之。

議会運営委員会報告書。

令和6年第2回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告致します。

令和6年6月20日提出。知内町議会運営委員会委員長、笠松悦子。

知内町議会議長、谷口康之殿。

記1、会議開催状況、開催日6月13日。出席委員、笠松、吉田、山田、木村。欠席委員一之谷。説明員なし。事務局、上野、高田。2、会期について。今定例会の会期は6月20日（木）から21日（金）までの2日間としたい。3、議事日程について。議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について。付議案件は、委員会報告1件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問4件、議案3件、報告1件、意見書案6件、議長発議1件である。5、議長の諸報告・説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上であります。

◎ 議長（谷口康之）

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告があったように進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日21日までの2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日21日までの2日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和6年第4回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。令和6年第2回知内町議会定例会の行政報告をさせていただきます。渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和6年5月13日に会議が第1回の臨時会が開催されております。

議案第1号については、財産（福島消防署消防式広報車）の取得について。契約金1,232万290円。契約の相手、札幌市、株式会社北海道モリタ。

議案第2号、財産（知内消防署電動式油圧救助器具）の取得について。契約金958万1千円。契約の相手、札幌市、株式会社ムラカミ。

議案第3号、財産（知内消防署消防広報車）の取得について。契約金1,123万6,79

0円。契約の相手、函館市、山崎自動車株式会社道南営業所。

議案第4号、財産の（木古内消防署消防指令車）の取得について。契約金784万5,116円。契約の相手、札幌市、北海道ドライケミカル株式会社。

議案第1号から議案第4号までは、原案通り可決されております。

議案第5号について、令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億6,438万5千円とするものであります。これも原案通り可決をされております。

同意第1号、監査委員の選任について、山田顕人氏が原案通り同意をされております。以上であります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

これで、行政報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第6『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第7『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者より行います。

発言を許します。

2番、花井泰子君。

◎ 2番（花井泰子）

議長から、許可を頂きましたので、通告通り質問を致します。

平和のまち宣言についてであります。知内町が平和のまち宣言をしてから8年目になりますが、公民館や役場庁舎などに写真付きで宣言文が掲載されていますが、他のポスターと混在していることから町民が気づきにくいと感じています。今の世界情勢は戦争・紛争のまっただ中で、毎日の新聞やテレビの報道は目を覆いたくなります。平和のまち宣言をした町として、平和の尊さを今一度町民と共有し周知すべきと考えます。

また、毎年広島県・長崎県で開催されている原水爆禁止世界大会も平和の発信として大切だと考えます。そこで今後における平和のまち宣言の周知等について、以下のとおり実施してはと考えますが、町長及び教育長の所見をお伺い致します。

（1）庁舎前に看板または、垂れ幕の設置について

(2) 知内中学生の原水爆禁止世界大会等への参加・派遣について

以上よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。平成29年6月22日に知内町の町制施行50周年を記念して、議会の賛同のもと「平和のまち」を宣言致しました。町の公式ホームページで掲載するほか、庁舎・中央公民館の玄関やロビーなどに宣言文を貼り出して、周知をしているところであります。

その宣言の当時は一定の効果があったものと認識しておりますけれども、宣言から7年が経過しておりますので、ここで改めて「平和のまち」宣言をした当時の理念を再確認し、また、永く次世代に伝えることを目的に、看板または垂れ幕の設置について前向きに検討をしていきたいと思っております。

◎ 議 長 (谷口康之)

教育長。

◎ 教 育 長 (堂下則昭)

世界平和は全人類共通の願いではありますが、世界では依然として戦争や紛争による犠牲者が後を絶たず、唯一の被爆国である我が国としては、核兵器や戦争のない平和な未来を築くため、後世に語り継ぎ、将来を担う子どもたちの平和を大切にする心を育成していきたいと考えております。

本町の学校における平和教育ですが、学習指導要領に基づき各発達段階に応じた実践をしております。小学校では主に道徳教育として、中学校では社会や国語の教科で取り組むほか、外国語では平和を題材にしたスピーチを取り入れたりもしております。また、国際教育、人権教育、環境教育などとの連携を図り、子どもの成長過程とともに平和に関して様々な課題と向き合い、生徒自身が主体的に考え、取り組んでいくことが大事であると思っております。

今回ご質問の中学生を広島・長崎の大会等へ派遣するという計画は今のところありませんが、現地でしか体感することができない貴重な学習効果というものもあると思っておりますので、今後中学校と協議させていただければと考えております。

現在、本町の各学校においては、「平和のまち」宣言文を校内に掲示しておりますが、宣言から7年が経過しており、教職員も異動等により当時を知る者が少なくなっていることから、改めて学校内でも「平和のまち」宣言の理念を共通理解の上、今後の児童・生徒の平和教育推進に取り組んでまいります。

◎ 議 長 (谷口康之)

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井泰子)

町長の前向きなご答弁と理解を致しました。それでよろしいでしょうか。

7年前の「平和のまち宣言」を思い出しております。本当に考え深いものがあります。2016年9月議会で一般質問をし、次の年2017年6月22日に町制施行50周年記念として「平和のまち」宣言を致しました。そしてその年に、7月7日国連で核兵器禁止条約が遂に採択をされました。長年の被爆者の方達の思いが、そこに詰まったものだと、多くの被

爆者達の涙する姿が今も忘れられません。その記念すべき年に我が町も「平和のまち」宣言ができたこと、本当にこれは感慨深いものだというふうに思っています。

さて、この議場にも掲げられていますが、町内の写真付きの平和宣言、公共の場にも貼られています。しかし目立たないというのは、私ばかりではなく多くの方の声でもあります。

先程も申しましたように、今の世界情勢は、ロシアによるウクライナの侵略、そしてイスラエルのガザへの住民や子ども達への殺戮は、こんなふうに人間の命を粗末にし、殺しても良いのだろうかというそういう思いであります。今、世界中でこの戦争を止めるためにデモをやったり、スタンディングをやったり、日本もそうですがいろんなことをして1日も早くその戦争を止めたい、そういう思いは知内の皆さんも同じ思いだというふうに思います。ですから私はこんな時だからこそ「平和のまち」宣言をしたこの町から、もっと町民に町民の相違としてしっかりとアピールをしていきたい。戦争反対のアピールをしていきたいという思いであります。

1つ例をとれば、苫小牧では庁舎の所に核兵器廃絶と平和を願うまち、非核平和都市条例のまちという垂れ幕を掲げているそうです。日本中で見ればいろんな町でそういうことが行われているというふうに認識しております。

町長、8月は私達日本人にとっては忘れられない月であります。広島・長崎に原子爆弾が落とされ、そして15日は終戦記念日です。ですから私としては、せめて8月の月、ひと月でも庁舎の前にしっかりと垂れ幕等さげて、知内町民の思いを示したいというふうに思いますが如何でしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

町政施行50周年を記念して「平和のまち」宣言をさせて頂いてから、8年目を迎えるということで、その後も花井議員から当時議員の時にですね、平和についていろいろ議論させて頂いた記憶がございます。それで今回まだ8年目をということで、なかなか平和のまち宣言、今、世界で紛争が続いている状況を考えれば、全世界でこの平和を願っているということは、間違いないだろうと思っておりますので、我々としても8月前後、約1か月くらい垂れ幕をさげると、そして平和を願う宣言をした町としてアピールをさせて頂きたいという事で、今そういう計画で進んでおります。ただ当時町政50周年を記念して「平和のまち」宣言をさせて頂いた。ただ函館市だとか七飯や八雲については、核兵器廃絶平和都市宣言という重い案件で平和宣言をしております。じゃあ何故知内はそこまでの核兵器だとか入れなかったのかなというのは、やはり町全体の平和も豊かな町知内という概念も多分入っているんだと思います。そういう意味では核兵器廃絶という事に限らず、町全体としての文化、またはこの防災様々な安心安全で暮らせるまちづくりという「平和のまち」という事もあると思いますので、多方面からいろいろ視野の中でこれから「平和のまち」を考えて頂く機会にするために、垂れ幕を掲げさせて頂きたいと思っております。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

はい、分かりました。私としては「平和のまち」宣言の中に書いてあるような中身でやは

り垂れ幕を作って頂ければなというふうに思いますが、町長の思いもある事ですから、これから検討されて具体的によろしくをお願いをしたいと思います。

教育長にもお伺いを致します。今ご答弁にありましたように、小学校から中学校にかけての教育をされているとそれは本当に当然のことだというふうに私も思っています。その中で教育長が学校とも現地の事については、しっかりとその場で学ぶこともあるだろうという事で、学校とも相談をさせて頂きたいというようなご答弁もありました。本当にそういう事があります。今回教育長は、いらっしゃらなかったんですが所用で、5月30日に広島・長崎に向けての通し行進者の方が知内によられました。事務局長が代わりに出席をして頂きました。その通し行進者の方がいろんな町を訪問している中で、さっきも例に出しましたけれども、苫小牧では副市長さんが今年で8年目になります、中学生をまた5人広島に平和大会に派遣しますというふうに仰られたそうです。それからまた、むかわの教育長さんも中学生を今年の8月また平和大会に派遣しますと、そういうふうに通し行進者の方に話したそうです。ですから、そこそこの自治体の考え方もあろうかと思いますが、やはり今本当に子ども達はいろんなスマホや情報の中で何を本当に大切なんだろうか、生きていく上で人権の問題でも何が大事なんだろうかという事をやはりしっかりと子ども達に教えたいと言ったらおかしいでしょうか、分かって頂ければなというふうな思いでもあります。

ですから、どうかこれから検討されて、そして、是非世界大会では世界各国から集まりますので、若い人達も沢山来られます。中学生かどうか分かりませんが、私も1度参加した時には若い人達が集まったそういう集まりの中で、いきいきと発言をされている若者達を見て、これは未来があるなと感じた次第であります。

どうかこれからいろいろな場面もあろうかと思いますが、中学校との相談をされて前向きな検討をさせて頂きたいというふうに思います。何かあればお願いします。

◎ 議 長 (谷口康之)

教育長。

◎ 教 育 長 (堂下則昭)

今、花井議員からの話がありましたように、学校における平和教育というのは非常に大切な部分だと考えています。授業では勿論していますが、現地に行ってそこで学ぶこと、それも大きな効果があると考えています。そして代表者が学んできたことを、学校或いは町にどのような形で報告還元していくのかという事も考え合わせながら、今後中学校と検討させて頂きたいと思ってます。以上です。

◎ 2 番 (花井泰子)

分かりました。終わります。

◎ 議 長 (谷口康之)

次に8番、野口久美子君。

◎ 8 番 (野口久美子)

8番、野口久美子です。質問事項、道の駅しりうちの現状と今後について。

今、旅行やドライブ等に欠かせない施設となっている道の駅ですが、近年では、地域の特産品のほとんどが1施設で購入できる場所として重宝されています。また道の駅は旅行者はもちろん、地域住民の生活の拠点として活用の範囲を広げ、町民の買い物によっても支えられているところもあります。

道の駅しりうちは、町の中心地から遠く、売り場面積が狭いことから、陳列する品数が限られ、利用者のニーズに応えられていない現状となっているものと思います。

そこで、道の駅しりうちを、町の中心地に移転し、合わせて周辺整備も行うことで、旅行者のみならず、町民も利用し易い状況を作ることで、道の駅を中心として町内に活気が生まれるものと思いますが、町長の所見をお伺い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。「道の駅しりうち」は、平成2年に津軽海峡線開業に伴い、新知内駅の工事と並行して駅周辺の整備事業に着手し、知内町物産館とともに、国道からの進入路、駐車場と合わせて整備を行い、又、平成9年には中山間地域総合整備事業竣工と合わせ、農村活性化センター、農村公園、さわやかトイレなどの施設整備をおこない、休憩・情報交流・地域連携の機能を持った「道の駅しりうち」としてオープンし、にぎわいの場として、住民や観光客に利用されているところであります。

「道の駅しりうち」の来訪者数は、ここ数年は7万人程度を推移しているところでもあり、物産館と併設されている「新幹線展望塔」についても、新幹線と貨物列車のすれ違いが見られる珍しいスポットとして鉄道ファンに人気があり年間1万6千人が来訪しております。

物産館の売店には、町内の農業者が育てた、その季節の新鮮な野菜と果物、山菜、キノコ類のほか、町内外の事業者の水産加工品など、ここでしか買えない商品も販売しており、町民の方々はもとより、松前・函館間を通る方にも購入していただくなど、今ではリピーターやファンもいるところであります。

また、農村活性化センターでは、あすなろ福祉会による「あすなろパン工房しりうち」についても、知内産の米粉やニラなどを使用したパン、ソフトクリームなどの販売により、年間2万人程度の利用者数もあり、特産品の高付加価値化や消費拡大、雇用の創出にもつながっている状況であります。

「道の駅」の役割が、ドライバーの休憩場所という役割から、次第に旅の目的地として、現在では、地方創生や観光、防災の拠点として地域全体を活性化するきっかけとなる役割が期待されるといった進化をしている中、しりうち道の駅については、場所・地理的な周辺環境、施設設備の状況等について、様々意見があるかと思いますが、道の駅周辺エリア施設全体を含め、道の駅としての役割が十分に果たしているか等の分析・評価を行い、課題や問題解決の洗い出し等を行い、知内町観光振興計画に基づき、観光協会や商工会といった様々な関係者の意見を集約しながら、道の駅のみではなく、町の観光関連公共施設の全体のあり方について協議・検討をさせていただければと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

道の駅の来訪者数は、従業員の方や業者の方の出入りもカウントされているもので、楽観視できる状況ではないと思いますが、まず建物の耐震面等大丈夫なのでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

大丈夫です。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

中央部への移転が1番良いと考えていますが、優先順位もあるでしょうし、財政面もあると思います。今から議論を重ねていかないとただ老朽化を待つだけになってしまいかねません。経営面で閉鎖する道の駅もあるのも事実ですが、そうならないためにも次世代に道の駅しりうちとして、財産として残す考えを町長にお願いしたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

物産館として、オープンしたのが1990年、それから7年後道の駅として駅周辺を整備した中で、スタートさせて頂いて今年度で築34年くらい経っています。当然その時にパン工房ですね、今やっている施設についても27年。そして、新幹線展望塔については8年ということで、それをポンと抜いた中で、あとは機能するのか、トイレもありますし、農業活性化センター、パン工房もありますし、展望塔もある。その中で議論を深める必要があるんだろうなと感じております。ただ知内の今進めるべき公共施設、これから議員もご承知の通り、知内消防署をどうするかという課題もありますし、また知内高校の寮の課題もでておりますし、郷土資料館も出ています。いろんな施設の建て替え時期にきている、又はどうするかという議論しなければならぬ時期にきているというのは承知頂ければなと思っています。そして今第6次まちづくり総合計画が令和7年度で切れます。その中で来年度第7次に向けてどういうまちづくりをするか、総合計画を組んでいくかという議論が始まるんだと思います。その中でいろいろ町民の意見、または商工会の意見、全体の意見を考えながら、そこにどうするか、当然その中に道の駅を移転するかという話も多分出てくるんだろうなと思っています。ただ内部的にはいろいろそうした移転して中心部にもって来るべきだという方々がいますし、また町の中でも去年若手のワーキングチームを立ち上げさせて頂いて、その中で議論を進めているところもあります。その中では若手の意見として、やはり今議員が仰るように道の駅は将来的には中心部に移転するべきだろうという声も聞いております。それらを総合した中で、次の7次計画に向けてどうそれらを反映させていくか、それには当然、財政的にいつが良いのかシュミレーションも必要ですし、全体像としてどう考えていくか、コンパクトシティを目指すのか、またはそれに伴う周辺はどうするのか、様々な関連する課題が見えてくるだろうと思いますので、それを総合した中で最終的に判断をさせて頂きたいと思っています。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

是非ですね、町民にも分かりやすい透明性のある議論をお願いしたいと思います。終わります。

◎ 議 長（谷口康之）

次に7番、一之谷駿君。

◎ 7 番 (一之谷駿)

7番、一之谷駿です。質問させていただきます。移住施策の今後の展開についてなんですけれども、現在知内町には年間約9万人の観光客が訪れている一方で、観光をきっかけに移住を検討される方もいると聞いていますが、支援策があっても移住へのハードルは高いと感じています。

町長就任から「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」を掲げ、様々な施策を展開されておりますが、移住施策においては農業担い手確保と合わせた施策が目立ってはいますが、他の産業分野では進んでいないように思われます。

移住施策を展開するうえで必要であると思われる移住希望者の実態把握の実施と、どのような方をターゲットとして移住施策を展開されているのか、町長にお伺いします

◎ 議 長 (谷口康之)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。第6次まちづくり総合計画については、町の活力を維持向上するための施策として「定住・移住・交流・出生」を最重点課題として捉えて各種施策に取り組んでいるところありますが、移住施策に関しましては、現在のところ特に地域産業の担い手確保の観点から「独立就農を目指す移住者の受け入れ」を事業者の方々と連携して積極的に推進してきております。

移住に対する考え方や移住の仕方が多様化してきていると言われておりますが、自分らしい生き方や働き方を見つめ直して移住を検討されるケースが多いと感じております。

また、移住先選びの要素と致しましては、子育て層の場合は教育環境や住環境も大きいと思いますが、やはり仕事の確保、安定した収入を得られるかが重要となりますので、将来的に独立就農するという仕組みを地域の農業者の方々と構築するとともに国からの財政支援が得られる地域おこし協力隊制度を最大限活用して取り組んでおります。

農業以外の分野でも、道内外でのフェアへの参加や大学等での就職相談会、ハローワークでの求人説明会などを事業者とともに実施しているほか、労働力確保が課題となっている企業等が町外から人材を確保しやすくするために、社宅整備や求人募集、賃貸住宅を活用した新たな社員確保支援などの町独自の補助制度の充実を図ってきております。

今後の移住施策の方向性としましては、移住を希望される方の動機や思いは様々であろうと思いますが、現在置かれている地域産業の労働力不足は深刻な課題でありますので、地域の基盤であるこの地域産業を支えていくためにも、各分野の事業者の方々の協力を頂きながら「産業の担い手確保の視点」で積極的な施策展開を継続してまいりたいと考えております。

◎ 議 長 (谷口康之)

7番、一之谷君。

◎ 7 番 (一之谷駿)

農業分野での実績としては、新規就農で移住される方も増えておりまして、大変すばらしいと思います。一方で他の施策としては、道内外のフェアの参加と大学でも就職相談会と仰っていましたが、そこでの実績、若しくは手応えが何かあればお聞かせ頂ければと思います。

◎ 議 長 (谷口康之)

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

これまでの農業体験等、産業の担い手確保に関わる実績ということで、農業中心でいけば体験就労された方で今年度まで8組17名、そして商業関係でいけば体験就労も入れて2組の2名、そして林業でいけば2組の2名、地域おこし協力隊ということでいけば3組の7名という実績になっております。その他にも現在、先程答弁で述べさせて頂きましたけれども、他道内外のフェアの参加、または大学生等への周知、また就職相談会という中で水産関係も水産庁の制度なんですけれども、そこでいろいろ動いているという経過がございます。それはただ制度的に農業の方がやっぱりちょっと安定しているというか、国の支援が大きいという事で今農業を中心にさせて頂いて、または協力隊の活用もしながら今進めている所なんですけれども、農業の場合準備支援というのがあるんです。それは1年ということでそれは漁業研修所等のサポートなんだと思います。その後独立型と雇成型2つに分かれて、それは3年間で826万円くらいの制度的支援はあるんですけれども、ただ月額にすれば本人研修生だけではなく、指導者への謝金も含まれているということで、月額24万円ある中でどう案分するかというのは、その研修を受ける方と雇う指導者側の中で決定されるということで、ちょっとその辺は不明確、いろいろケースバイケースがあるという事で、ただ独立に向けて就業できるという環境というのは、1年の漁業研修とまたその3年の独立、または雇成型の研修があるということ。ただ農業と大きく違うというのは、農業の場合は、それ以降に発展型というのがあります。それは独立する時に国の支援と道の支援と町の支援、それらを得られるという制度なんですけれども、例えば北海道が500万円支援するという時には、国が倍の1千万円支援します。それで1,500万円、そして本人が500万円という体制になります。それで500万円で2千万円の事業が出来る。ただ国は都道府県に対しては、1千万円まで上限は良いよと、ただ北海道はいろいろ事情があって500万円を選んでいるんですけれども、他県では1千万円ということになれば2倍の4千万円の事業展開が出来るという事なんで、トラクターだとか就農する時にそうした支援がしやすい環境には、間違いなく農業の方があるだろうなと思ってます。ただ移住全体で考えれば、就職だとかまたは外国人の育成就労という感じで、それぞれなっていますし、またその関係が構築されれば外国人の方と出会いがあれば、町内に住んで頂ける、移住して頂ける環境もうまれますし、または就労に対していろいろ事業者支援しておりますけれども、それを活用してまずは就職して知内町に住んで頂く、それは社宅整備の中でも出来るし、そうした方がまた町内で仕事をするわけですから、当然町内で出会いがあれば、間違いなく移住にも繋がるだろうと思ってますので、いろんな角度からそういう移住支援っていうのは出来ると思ってますので、今現実とすれば手厚い協力隊、または農業の就労体験を活用しながら今進めているという現状です。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

ありがとうございます。地域おこしに関してなんですけれども、今農業で地域おこしが入ってまして、他の分野にもまだまだ募集は出来るんじゃないかと、個人的には思っております。例えば、知内町って飲食というか食べ物の生産が多いと思うんですよね、だけど実際食べれる場所がやっぱり少ないだとか、飲食店が少ないのかなという印象が個人的にありまして、

例えばそういう所のオープニングスタッフだとかそういうので募集をすると言う形が出来るんじゃないかなと思うんですけども、その辺に関してはどうでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

様々な事で考えられるんだと思います。これは移住という事になればそれぞれ幅がどんどん広がってくるだろうし、今議員の言われるような活動も一つの案だろうと思っております。それにまた協力隊がもし協力体制が取れるのであれば、また協力隊を使うというのも一つの手ですし、ただ協力隊というのは都市部から移住した人でなければならぬという□□□なっていますので、そういう意味では、就労体験も含めていろいろ制度的な構築というのは可能になってくるのかなと思いますので、その辺はまた内部でいろいろ検討していきたいと考えておりますので、課題として捉えさせて頂きたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

ありがとうございます。この質問はこれで終わりです。

2問目そのままいきます。質問事項です。地方創生における関係人口を増やすための取り組みについてなんですけれども、昨今、観光でもない移住でもない地域外の人々との多様な繋がり方を考える『関係人口』という考えが注目されています。1万人が1度に来るのではなく、100人が100回来る町になるためには観光業だけではなく行政との連携も必須と考えます。全国では地方創生の専門的な知識を有する方を、観光業と行政の間に介入させる事で実績を出している事例があることから、当町でも『地域活性に繋がるきっかけづくり』を外部等に委託し、関係人口を増加させる等の検討はできないか町長の所見をお伺い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。「関係人口」は、地域に移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」ではなく、自らの出身地や過去の勤務地などの縁から、特定の地域や地域の人々と多様に関わる者、という新しい概念だと認識しております。

また、人口減少・高齢化に悩む地域において、地域づくりの担い手の育成・確保が大きな課題となっておりますので、この関係人口という地域外の人材は、新たな担い手として期待されております。

知内においても、当町にゆかりのある方々による「ふるさと会」が東京・札幌・函館に創設されており、定期的に町や会員相互の交流の場を設けて活動されておりますが、近年は会員の高齢化による活動の難しさが課題となってきたところではあります。

こうした状況も踏まえまして、今年度予算に「しりうち関係人口構築事業」を盛り込み、札幌圏でのイベント開催とともに町公式ラインアプリを開設して、継続的な情報発信による関係人口の構築を進めてまいる予定でございます。

ご質問の「地域活性に繋がるきっかけづくりを外部に委託」という点でございますが、

全国では総務省が実施する「地域活性化起業人制度」を活用して、旅行業や飲食店支援を営む企業などから一定の期間、地域に社員を有償で派遣してもらい、地域課題の解決を目指す取り組みが行われていることは承知をしているところであります。

現時点で、人材派遣を外部に委託することは想定しておりませんが、今後も人口減少や少子高齢化による地域の活力低下が懸念される状況にありますので、知内観光協会と連携するなどして知内町観光振興計画に即した各種施策を推進するとともに、トラウトサーモン試験養殖などといった新たな産業の構築を進めるなど、多角的に地域活性に繋がる取り組みを進めてまいりたい考えとております。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

知内町関係人口構築事業の内容をお聞きしたいんですけども、ラインアプリを使つての関係人口を増やしていくと思うんですけども、具体的な人数はどれくらいを目標にしているとかあれば教えて頂ければと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。今年初めてその仕組みを取らせて頂く予定でおりますので、具体的に何人という目標は現時点では定めていません。このラインアプリの情報発信の仕方としては、町のインターネットだとかというのがありますけれども、各地でイベントを開催した時に来場して頂ける方にも登録頂いて、定期的に町の観光情報であったり、イベントの情報であったり、それ以外の町の出来事でも良いんですけども、様々の情報を定期的に発信することによって繋がりが続けられるような関係性が構築できないかなという考えで行っていきたいというふうに思っています。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

きっと具体的な数値っていうのは、凄く重要なことだと思いますので、その辺はしっかり決めていければ良いのかなと思いますし、私もそこに尽力出来ればと思っております。

現時点で外部の方に委託する予定は今のところ無いということだったんですけども、私としては、やっぱり外部に頼るといのはあまり皆さん良い印象ではないのかなというような気持ちでいます。実際自分達で何とか今までしていければ良いんでしょうけれども、例えばなんですけど、この町を良くするプロジェクトみたいなものを1つ作ってそこに委託という形でそのプロジェクトに入ってもらおう。そして町の方と一緒にそのプロジェクトを作っていくのは出来るかと思うんですよね。そこに対して予算とかもし作れるのであれば、良い取り組みが出来るのではないかと思うんですけども、その辺ちょっとお聞かせ頂ければと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。まずは今回の「関係人口」の仕組みについてはですね、私共の方でもやはり他地域でのイベントだとか、こういったラインアプリみたいなものはなかなか自分達でというのは難しいので、広告代理店等へ委託してですね、仕組みづくりを行っていくという事は現在進めております。それから議員仰る様々なプロジェクトに対してというところですね、近年はちょっと少ないかもしれませんが、コンサルティング企業等に可能性調査みたいものを委託したりですね、そういった視点でですね、その専門家の意見を聞きながら構築してきた事業というのものがつてはございますけれども、今後についてもですね、必要性が生じた場合にはそういった手法もとっていくのかなというふうに考えています。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

コンサルとかの業者から意見をもらうだけでなくその方も一緒に出来るようなそういう人を選んでいけば、きっと良いと思っております。意見を丸投げするわけではなくて、こっちも学んでいって共に作り上げていくという姿勢があればきっと更に楽しい町になるんじゃないかと思えます。きっと今まで出てこなかった新しい斬新なアイデアなんかも出てくると思いますので、その辺を今後やっていければ良いかなと思えます。これで質問を終わります。ありがとうございます。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

いろいろその制度を活用して取り組んでいる近隣でも鹿部町もありますし、昨日の報道でむかわ町ということが報道されておりましたけれども、あくまでもふるさと納税を重視した全体まで広げているのかどうかというのは分かりませんが、ただそういういろんな外部のまして企業の人材を入れるということは判断的にも素早く行動に繋がるということもありますので、そういう意味ではやはりそうした制度の有効活用というのは、これから考えていく必要もあるのかなと思っておりますし、議員の言われる町を良くするプロジェクト、将来的には今6次、8番議員さんのところで言わせて頂きましたけれども、総合計画練り直す、今一生懸命若手のワーキングチームも活動しておりますので、そこをまたそうした企業の方々がいっぱいアドバイス的なものが出れば、全体を作り出す知内の将来像を絵を描く、その時にちょっと制度を活用してその企業派遣の方々の力を頂きながら、全体を見直すきっかけにもなればなと思っております。ただ知内、カキ・ニラ今一大イベントになっていますし、それは当時の若い、町に勢いのあった若い人達の作り出したものだと感じております。今いろいろ若手の中で、サウナだったりクルーズだったり食だったり、いろいろ幅が広がりつつある正しく勢いがついている段階なんだろうと思っております。そうした意味でのタイミングの中で、今ご指摘の議員からあったような質問がいろいろ波及していく、我々というのは、やはりそうしたリーダーだとか若い力のうねりを助長させるというか勢いをつけさせる、そのサポート役だと思っておりますので、そういう意味では我々だけでなく議員もそういう立場にあるんだという認識をして頂いていろいろまた提言頂ければ、有り難いと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

これで、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開は、10時35分と致します。

(休憩 午前10時22分)

(再開 午前10時35分)

◎ 議 長 (谷口康之)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

只今町長から、本定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

令和6年第2回定例会上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には大変お忙しい中、令和6年第2回知内町議会定例会にご出席を頂きありがとうございます。

今議会に上程させて頂いておりますのは、報告1件、議案3件、であります。

報告第1号、令和5年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越については、2款総務費の福祉バス購入費から8款土木費のサンナス橋架け替え仮道設置工事までの7件で、繰越総額1億3千353万9千円、一般財源は、1,797万1千円を令和6年度に繰越しましたので、報告致します。

議案第1号の令和6年度知内町一般会計補正予算(第2号)については、歳入歳出それぞれ1億5,053万1千円を追加し、総額を5億7,763万7千円とするものであります。補正の主な内容は、民生費の低所得世帯支援給付金等に5,382万円、林業費の林業専用道ケーラの沢線開設工事費に4,765万円の追加が主なものであります。

議案第2号の知内町営住宅管理条例の一部改正については、「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」の公布により、関係条文を改正するものであります。

議案第3号の知内高校教員用PC更新事業については、5月27日に入札を実施し、株式会社エスイーシーと仮契約をしましたので、議会の議決をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを致します。

● 報告第1号 令和5年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第8、報告第1号、『令和5年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案の3ページをお開き願います。

報告第1号、令和5年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について別紙のとおり報告する。次のページをお開き願います。

令和5年度知内町一般会計繰越明許費繰越計算書になります。1月24日開会の第1回臨時会及び3月6日開会の第1回定例会において、繰越の議決を頂きました、2款総務費、1項総務管理費、福祉バス購入費他6件の事業、工事等について、合計で1億3,353万9千円を繰越すこととなりましたので、ご報告致します。

以上で説明を終わります。よろしくお願います。

◎ 議長（谷口康之）

この案件について、質疑があれば特に許したいと思いますが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、報告第1号はこれで終わります。

● 議案第1号 令和6年度知内町一般会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第9、議案第1号、『令和6年度知内町一般会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

5ページをお開き願います。議案第1号、令和6年度知内町一般会計補正予算（第2号）について。

令和6年度知内町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,053万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,763万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正です。第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正です。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

慣例により歳出の方から説明しますので、18ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般会管理費に、16万5千円を追加し、1億3,382万4千円とするものです。18節負担金補助及び交付金に企業説明会参加負担金を追加するものです。現在の当庁の職員数退職等により若干不足をきたしております。今現在も途中採用で正職員及び会計年度任用職員の募集をしているところですが、応募が無い又は少ない

状況となっております。そのことから来月の7日、日曜日に函館アリーナで開催される道新就職転職フェア函館夏開催2024に出店し、求職者に対して直接対面してアプローチすることにより、職員の確保に繋げようとするものです。また、北海道新聞の紙面告知等で当町の出店に大きく宣伝されることから、将来的な職員採用にもアピールできるものと考えているところです。

以上で総務課関係の説明を終わります。

◎ 議 長（谷口康之）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

それでは、生活福祉課関係の補正予算についてご説明を致します。

議案19ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に5,382万円を追加し、9,303万円とするものです。10節需用費に給付金の通知にかかる消耗品として40万円、11節役務費に個別通知の送料及び振込手数料として41万円、12節委託料にシステム改修委託料として151万円、18節負担金補助及び交付金に5,150万円を追加するものです。詳細につきましては、説明資料でご説明しますので、説明資料生活福祉課3ページをご覧ください。

まず定額補足給付金支援事業について、ご説明します。概要です。デフレ完全脱却のための総合経済対策として物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税を実施するとともに定額減税可能額を控除し切れないと見込まれる方へ補足給付金を支給するものです。

対象者です。基準日において住民登録があり、知内町から令和6年度個人住民税が課税されている方、または令和6年分所得税が課税されている方のうち、納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族者の人数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分所得税額、または令和6年度個人住民税所得割額を上回る方が対象となります。但し、合計所得金額が1,805万円を超える方は対象となりません。知内町におけるこの事業の対象人数は775人で支給額については、納税義務者の定額減税可能額を控除し切れない額に応じて支給されることとなります。対象者には個別に通知を出し、その通知には対象者個人の給付額を記載した形でお知らせ致します。

事業費です。需用費に給付金の個別通知にかかる消耗品として30万円、役務費に個別通知の郵送料及び振込手数料として30万円、委託料にシステム改修委託料として90万円、負担金補助及び交付金に給付金として3,100万円、合計3,250万円となります。

財源内訳です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、全額、国・道支出金となります。

続けて、低所得世帯支援給付金支援事業についてご説明しますので、説明資料4ページをご覧ください。

概要です。デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高騰対策として、特に家庭への負担が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり10万円の支援給付を実施するものです。また、当給付金の対象世帯の中で18歳以下の児童を扶養している世帯に対して、児童1人あたり5万円が加算されます。

対象世帯です。基準日（令和6年6月3日）時点において、知内町に住民登録があり、令和

6年度に新たに住民税非課税となった世帯130世帯、または令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯60世帯です。この給付金については、令和5年度に給付を受けた世帯は対象となりません。こども加算については、30人が対象となっております。

事業費です。需用費に給付金の個別通知にかかる消耗品として10万円、役務費に個別通知の郵送料及び振込手数料として11万円、委託料にシステム改修委託料として61万円、負担金補助及び交付金に給付金として、2,050万円、合計2,132万円となります。

財源内訳です。この給付につきましても、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、全額、国・道支出金となります。給付金についての説明は以上です。

次に議案の20ページにお戻り下さい。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に1,907万円を追加し、4,928万3千円とするものです。これは10節需用費から12節委託料に、令和6年度の新型コロナウイルスワクチン接種の実施のための追加です。

令和6年度における新型コロナウイルスワクチン接種について説明資料でご説明しますので、説明資料の5ページをご覧ください。概要です。新型コロナウイルスワクチン接種については、令和6年度より予防接種法上の定期接種に位置づけられました。令和5年度までは全額国費で行われていましたので、無料で接種を受けることができていましたが、令和6年度からは費用負担が生じることとなったため、接種料の一部を助成するものです。

対象者です。定期接種の対象者は、65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器機能の重度の障害を有する者で、それ以外の方は任意接種の対象となります。

接種時期は令和6年の秋より開始し、接種回数は1回です。

接種費用は1回15,300円となる見込みで定期接種者にのみ8,300円の助成金が厚生労働省の事業採択団体よりあります。知内町における自己負担額を定期接種は1,000円、任意接種2,000円と考えております。事業費財源内訳については資料をご参照願います。

次に議案の20ページにお戻り下さい。12節委託料に1か月健診委託料として6万円の追加です。これは母子保健法の規定により実施されていた出生後の1か月健康診査を医療機関に委託して行うためのものです。22節償還金利子及び割引料に173万3千円の追加でこれは、感染症予防事業費と国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金及び接種対策費国庫負担金の令和5年度実績による額の確定に伴う返還金の追加をするものです。

次に21ページです。3目環境衛生費に23万3千円を追加し、956万7千円とするものです。16節公有財産購入費に中ノ川墓地管理用敷地購入費を追加するものです。これは中の川墓地の南側については、現在、民有地であり地目が原野で下りの傾斜地となっており、お盆の時期は草木が生い茂る状態となることから、草刈り等の管理をするための購入によるものです。

次に22ページです。5目保健医療総合センター管理費に91万円を追加し、2,708万9千円とするものです。これは11節役務費に歯科診療所閉所にかかる廃棄物処理と手数料として81万円を追加、17節備品購入費に保健センターでのオンライン会議用にモバイルルーター購入費用として10万円を追加するものです。

以上で生活福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

次に商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

続きまして、商工林業振興課関係の補正予算についてご説明致します。

議案の23ページをご覧ください。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費に169万円を追加し、3,918万8千円とするものです。内容につきましては、24節積立金に昨年度の木質資源貯蔵施設の利益還元金が確定したことから、木質バイオマス事業振興基金に積立てるものでございます。

次に24ページをご覧ください。3目造林事業費に4,765万円を追加し、1億17万4千円とするものです。これは14節工事請負費で、当初予算時にもご説明しておりますが、林業専用道ケーラの沢線開設により工事設計委託の成果に基づき工事請負費を追加するものです。財源については、全額国費となります。

次に25ページをご覧ください。7款商工費、1項商工費、6目健康保養センター管理費に1,500万円を追加し、3,988万円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金にこもれば温泉運営支援助成金として追加するもので、説明資料でご説明致します。

予算説明資料、商工林業振興関係6ページ目をお開き下さい。事業概要としまして、昨今の電気料金高騰等により、こもれば温泉の運営に多大な影響があることから、指定管理者でもある「あすなろ福祉会」に対し、令和6年度で不足する収支の一部を支援するものです。

令和6年度のこもれば温泉の運営収支見込については、令和5年度の運営収支実績をベースに算出しており、特に電気料の大幅な負担増が見込まれております。原因としては、国の対策として行っていました激変措置が6月以降終了することによる、また再生可能エネルギー発電促進賦課金単価が5月より約2年増加していることにより電気料金の増が見込まれ、差し引き収支マイナス1,955万円を見込んでおります。事業費並びに財源ですが、事業費に1,500万円で全て一般財源となります。

以上で商工林業振興課関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（谷口康之）

次に教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

続きまして、教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。26ページをお開き下さい。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に376万5千円を追加し、9,701万2千円とするものです。内容につきましては、1節報酬から4節共済費、また8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで8月に来日する3人目の英語指導助手に関する費用となります。今回来られる英語指導助手の方ですが、オーストラリアから来られます男性になります。また7節報償費のデジタルキャンプ講師謝金ですが、これは夏休みに小・中学生対象にプログラミング学習を開催しますが、その講師として札幌の大学生、交通費や宿泊費相当を支給するものです。

次に27ページです。3目学校給食センター費に80万円を追加し、1億240万5千円とするものです。内容につきましては、10節需用費に修繕費として80万円の追加です。

これは蒸気ボイラーが経年劣化により、制御基盤の交換が必要になったこと、また給食センター玄関前の手摺りや壁が破損しまして、危険を要することから補修をする費用となります。

次に28ページです。2項小学校費、1目学校管理費に4万5千円を追加し、8,836万5千円とするものです。13節使用料及び賃借料にコピー機の更新に伴うリース料を追加します。

次に29ページです。3項中学校費、1目学校管理費に80万9千円を追加し、6,560万4千円とするものです。12節委託料に施設の機械警備にかかる委託料とスクールバスの運転業務委託料の追加です。スクールバスの運転委託料は、部活動で土日にスクールバスを利用する場合にかかる経費として追加するものです。

また18節負担金補助及び交付金では、中体連関連の部活動予算として20万円を追加するものです。

次に1ページ飛んで頂いて、31ページになります。5項社会教育費、2目公民館費に35万円を追加し、5,111万5千円とするものです。14節工事請負費に中央公民館講堂吸音カーテン設置工事ですが、物価高騰によりまして、資材価格が当初予算より1割程度値上がりしておりますので、今回その不足分を追加するものです。

次に32ページです。3目郷土資料館費に5万9千円を追加し、377万7千円とするものです。13節使用料及び賃借料にコピー機更新に伴うリース料の追加です。

次に33ページです。4目青少年交流センター管理費に272万円を追加し、5,516万円とするものです。13節使用料及び賃借料に感染症対策の隔離部屋等として利用する仮設ハウスのレンタル料と14節工事請負費で今年度設置するムービングハウスを野球部以外の生徒も利用できるよう一部を個室化する工事費の追加です。工事箇所につきましては、説明資料の9ページをご参照下さい。

次に34ページです。6項保健体育費、1目保健体育費に180万円を追加し、7,300万4千円とするものです。14節工事請負費に町営スキー場リフトの電動機更新事業ですが、これは電気保安検査の結果、リフトモーターの絶縁不良が指摘され、漏電による火災や冬季シーズン中使用できなくなる可能性が生じるため、更新をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (谷口康之)

次に知内高等学校事務長。

◎ 知内高等学校事務長 (高田正志)

議案30ページです。高等学校関係予算について説明させていただきます。

4項高等学校費、1目学校管理費に164万5千円を追加し、6億1,985万9千円とするものです。13節使用料及び賃借料につきましては、危機の更新のための追加、18節負担金補助及び交付金につきましては、歴史的な円安の影響を受け、海外見学旅行における宿泊費や運賃等、ほぼ全ての費用が値上がりしていることから、不足と見込まれる額を追加するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (谷口康之)

歳出の説明が終わりましたので、次に歳入、債務負担行為、地方債の説明を求めます。
総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

それでは、歳入のご説明をしますので10ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税に3,616万3千円を追加し、19億9,086万9千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものです。

次に11ページです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に5,382万円を追加し、5,664万5千円とするものです。これは11節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、歳出で説明しました定額減税補足給付金事業と低所得世帯支援給付金事業に対応した追加補正です。

次に12ページです。5目衛生費国庫補助金に3万円を追加し、100万1千円とするものです。これは2節母子保健衛生費国庫補助金で、歳出で説明しました1か月児健康診査委託料にかかる追加補正です。

次に13ページです。15款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に4,765万円を追加し、1億4,724万1千円とするものです。これは2節林業費道補助金で、歳出で説明しました林業専用道ケーラの沢線開設工事に対応した追加補正です。

次に14ページです。4目教育費道補助金に125万円を追加し、7,644万4千円とするものです。これは3節地域づくり総合交付金で歳出で説明しました青少年交流センター生活環境整備事業にかかる追加補正です。

次に15ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に325万円を追加し、4億7,363万5千円とするものです。

これは1節教育振興基金繰入金で歳出で説明しました、高等学校の海外研修助成金にかかる追加補正と4節公共施設等整備基金繰入金で、歳出で説明しました中央公民館講堂吸音カーテン設置工事にかかる追加補正と町営スキー場リフト主電動機更新事業に対応した追加補正です。

次に16ページです。20款諸収入、5項1目雑入に716万8千円を追加し、3,623万8千円とするものです。これは1節雑入に新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金と木質資源貯蔵施設の指定管理者利益還元納付金を追加補正するものです。

次に17ページです。21款1項町債、3目教育債に120万円を追加し、5億5,670万円とするものです。これは1節教育施設整備事業債に歳出で説明しました青少年交流センター生活環境整備事業にかかる追加補正です。

続きまして8ページをお開き願います。第2表、債務負担行為です。追加としまして、総合行政システム標準化対応事業で期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額を1,188万円とするものです。説明資料の方で説明しますので、説明資料の2ページをお開き願います。

総合行政システム（戸籍・戸籍附票）標準化対応業務委託に係る債務負担行為について。この業務の目的は令和7年度までに対応が求められている総合行政システムの標準化のうち戸籍情報、戸籍附票システムについて標準準拠システムの移行を実施するものです。

業務内容については、データの抽出、移行、新システム環境の構築・設定、テスト初期設定、外部連携システムとの動作検証となります。債務負担行為設定の理由についてですが、新システムへの切り替えを令和7年8月としており、現在作業中のデータクレンジング作業が完了次第、速やかに情報機器を発注し、また新システム環境の構築やテストのための期間

を確保するため、令和6年度から令和7年度に跨る契約とする必要が生じています。一方本事業にかかる国庫補助金については、単年度毎の処理、手続きが求められておまして、予算繰越が認められていないことから、債務負担行為により限度額を定めるものです。

尚、予定事業費については記載のとおりで、財源については全額、国庫補助金となる見込みです。

議案に戻りまして、9ページをお開き願います。

第3表、地方債の補正です。地方債の変更として教育施設整備事業債の限度額を5億5,550万円から5億5,800万円に引き上げるもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から款毎に行います。

2款総務費。

質疑はございませんか。

質疑がないようですので、3款民生費。

民生費ございませんか。

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

説明資料の5ページに関連してお聞きしたいと思います。凄いいこの町はいろんなワクチン、コロナワクチンもこういうふうに助成金出して頂けますけれども、他に子ども達の予防接種にしても、インフルエンザにしても他の町からはとっても優れて優しい町だと思っております。

ところでコロナなんですけれども、最近またコロナに罹ったとかっていう話を良く聞くんですけれども、それが今検査が自己負担だということで、検査しないで終わっている人が多いんですね。それでなんか周りになったという事も見聞きしますので、このコロナワクチンの助成金は凄く有難いんですけれども、今後検査料に関してはどういうふうなお考えを持っているのかお尋ねしたいと思うんですけれど。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。コロナワクチンの検査に関しましては、以前は国費で無料で受け付けてたんですけど、確かに5類に変わってからは、医療費として自分で支払わなければならない状況にあります。ただ、コロナに限らずそれはインフルエンザでしたり、他の感染症についても皆さん医療費で自己負担で支払われていますので、そちらと整合性も考えて今のところは、コロナの検査料金に関しては助成は考えていません。ただ市販でコロナの検査に関しましてはドラッグストアですとか、薬局において自分で検査できるキットも販売しておりますので、そちらだと低価格で購入できる状況になっております。

◎ 議 長（谷口康之）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

やっぱり若い人達軽く雇うのでね、そんなに気にしないでいる方々が多くて、それでもって私達みたいに高齢者は疾患を持っている人達も多いんですよ、喘息なりなんなりとかそういう方が持ってたら、一応生死に関わることもあるので今後いろんなこと全額ではなくても良いですから、いろんな方からいろんな所を調整しながら、もう少し考えて頂けたら、もっと安心して住みやすい町になっていけるんじゃないかなと思うんです。いろんな面から安心して住める安住の地であるという事を選んで頂けるような町に努力してもらいたいと思います。要望だけで良いです。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

現状考えれば、感染力に関してはインフルエンザもコロナもそれほど変わらない状況になっているのかなという、その中でそれぞれもし心配であれば簡易な検査もありますし、また病院に掛かるということになれば、確かに自己負担もかかりますけれども、それはインフルエンザも全て同等だと思っています。ただコロナに関しては今以上に感染力が強まった場合、これは今3番議員も言われるように高齢者にとっても疾患ある方にとっても大変脅威になるだろうと考えていますので、その時はまたいろいろ対応策を考えたいなと感じております。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

関連してお尋ねしますが、常に町長がですね、住民サービスを念頭にしながら、いろいろ施策をやっていますけれども、今の答弁を聞いていますと、市販キット売ってるから、そっちの方で検査してみてくださいと、住民サービスになりますか。あんた言っていることと丸つきり逆です。これもちょっと検討して頂きたい。それともう1つですね、今保健センターの中で歯科診療所、これ完全にもう歯医者を辞めるということですか。それでですね、辞めるという話もちょっと聞いたんですが、今度町内に歯科医院っていうのが1カ所しか無くなった。たまたま歯が病んで歯科医院に電話して飯も食えないんだということで電話をしたら、1か月半待って下さい。飯食えないのに1か月半どうやって待つ。なんぼ説明しても予約でいっぱいです、で終わりなんです。大変な問題ですよ。どうしようもなくして別な町外の病院に行ったら直ぐ受入れしてくれた。ここも予約がいっぱいですが、ここですよ、住民サービスっていうのは、これも含めて2つお尋ねします。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。歯科診療所に関しましては、西根先生の申し出により、3月に閉院となっていて議員仰る通り町内に歯科診療所が1カ所しか無く、診察をお願いしても1か月半、2か月とか待たされているという現状は把握しています。それで亀田北病院の方に歯科の診療も含めてそちらの方で友好的に何か出来ないかというお願いをしているところの返答待ちになっています。町民の皆さんには大変なご苦勞をかけているなどは思いますが、そういう現

状で今直ぐここで歯科診療所を開きたいという先生をなかなか見つけることが難しい現状にあります。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

前医師が撤退を決めていろいろ高齢もありますし、いろいろ事情があつてのことなんですけども、その後亀田病院に副町長がお願いをして歯科医院開業できないかということをお願いしたんですけども、なかなか経営的にも果たして前の状況を考えても厳しい状況の中で、進出しても大変だろうということでもなかなか今も妥結には至っていない状況にあります。ただ、今1番議員言われるように自分も現実にそういう体験をしましたので、これは大きい課題だと捉えています。ただ、今の状況の中で1カ所しか無い歯科医院がまた診療所に出来た時に、前の状況が繰り返すようであれば当然知内に来ても良いよというお医者さんっていうのはなかなか厳しいんだろうと思います。そこで町がどう関われるのか、なかなか難しい課題も整理した中でこれ考えていかなきゃならない。ただ1カ所ではなかなか自分の必要な時に治療を受けられないという現実がありますので、そこはもう少しいろいろ関係病院と連携しながら、どういう対応策ができるのか、1週間に1回であれば出来るのか、それともまた定期的な健診程度であれば出来るのか、総合的にいろいろ課題整理してこれから落ち着ける所を考えたいなと思います、

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

医師確保というのは非常に今難しいというのは理解もします。しかし、そういう事で町民が非常に困っていると何回か聞いているんです。町外に結構流れている患者さんがいますので、その辺もひとつ理解しながらですね、早急に急いで頂きたい。

それと説明する時になるべく固有名詞使わないで下さい。聞いている方でなんかハラハラしますので、ひとつよろしくお願ひしたい。

◎ 議 長（谷口康之）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

私の方から補足しますけれども、休止以後ですね、医療機関にお願いをしているというのは事実でございます。ただ、今の医療設備、機器がですね、老朽化して使用できない状態にあるということで、そこに設備投資するとなると相当の費用が必要になってきます。もしお医者さんが見つかったとしても、そういう設備投資にかかる費用を皆さんにお示ししてですね、そういうことも含めてですね、検討させて頂きたいと思っておりますので、その節はまたよろしくお願ひをしたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

あとございませんか。

9番、木村君

◎ 9 番（木村 一）

9番、木村です。今の町内自治体のコロナの感染状況ってどうなってるの、把握してるの。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。当時のように全数の把握というのは難しいんですが、近隣の各医療機関にコロナの発生状況等は確認しています。最近やっぱり町内ですとか、隣町の医療機関に検査を受けに行く町民が多いという状況は聞いています。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村君

◎ 9 番（木村 一）

医療機関は大体把握してるんだね。保健所もこれ把握していると思う。

それで、役務費、最終的に新型コロナ予防接種料、内訳、定期と任意でこの人数出てるんだども、これはどういう基準で感染状況も分からないで、こういうの出てくるのか。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。令和6年度に関する接種の人数ですが、現在の感染は多いんですけども接種時期が秋以降になります。それで令和5年度の接種の実績を基に算出しています。令和5年度の接種率がですね、65歳以上が4割でした。それ以下の人数も細かく学生は1割程度とか18歳から64歳までは2、3割という所から算出した数になっています。

◎ 議 長（谷口康之）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

ちょっと補足します。実はこれ先程課長からも説明した通り、去年の実績65歳以上の人については、去年の実績を基に積算しています。それから、任意の関係になりますけれども、基礎疾患のある人についても前とちょっと変わってきてるんですね。さっき課長からも説明した対象者の2番目で60歳以上65歳未満という所になっているんですけど、前は65歳未満も対象だったんですね、ですから去年の実績を踏まえて対象人数を絞り込んだということです。それで15,300円という高額な金額になるという予想になってますけれども、インフルエンザと同じように定期的接種については、65歳以上については1,000円にしましょうかという事で今回整理してますし、任意でやる方についても本来ですと半分くらい、2割とか3割くらい負担して頂きたいんですけども、2,000円に収めたという事で町の一般財源としては1,042万6千円という金額になってますので、その辺人数は去年の実績を基に、多分その状況からいくと去年よりも少なくなってくるのかなという事では考えてますけれども、今後のコロナの感染症の状況によるんだらうと思いますけれども、そんなことをご理解頂ければと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

説明大変分かりました。ありがとうございます。

もう1つ、対象者60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器機能の障害を有する

者、これ基礎疾患だべな、それ以降の基礎疾患を持っている人は対象外、何故これだけが対象になるの。喘息だとか。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。今回の対象者に関しては国の方の予防接種法に基づいた対象者になっています。インフルエンザも同じように定期接種が65歳以上のものと60歳から65歳未満の方で障害を有する者というふうになっています。これまでの基礎疾患に関しましては、重度の高血圧ですとか、肥満ですとか、そういう方も対象になっていましたが、今回はそういう方は任意接種になっています。

◎ 9 番（木村 一）

分かりました。

◎ 議 長（谷口康之）

よろしいですか。

◎ 9 番（木村 一）

よろしいです。

◎ 議 長（谷口康之）

あとはございませんか。

ないようですので、6款農林水産業費に移ります。

質疑ございませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

林道ケーラの沢線開設工事は、新設ですか、それとも既存の林道さ補修かけていくのか。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。今、林業専用道ケーラの沢線の部分については今回開設という事で考えております。ただ以前にその道路を使って新幹線の部分でトンネル工事で歩いた跡もありますので、その部分を新たに開設するような形にはなりますけれども、林業専用道としては新規で作らせて頂くこととなります。説明が変ですけども、林業専用道としては新規でということになります。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

これ、町有林ここになかったよな、確か、ケーラ沢は、あるんだか。あと全部林道に隣接する森林は民有林、その辺教えて頂ければ。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

今回整備させて頂く部分については民有林となります。全て。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村君

◎ 9 番（木村 一）

民有林の隣接する樹種と林齢どれくらいになってる。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

今、林業専用道の周りがある面積については、住基面積で11ヘクタール程、あと森林資源量については、12,000m³木がある、樹種についてはスギとなります。樹齢については50年を迎えているので、主伐期迎えることから、今回道路を整備しながら今後専用にあたりたいという事で考えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村君

◎ 9 番（木村 一）

森林環境贈与税使いながら、今民有林ですから、国の補助金も使えると思うんですけども、林道開設して林齢も50年、主伐期も伐採期も迎えてるその辺も町の方も渡島森林組合も関わってくるのではないかと思うけれども、そこでせつかく林道開設するんですから、山の森林資源の回転も良くするためにも大いに効果を期待したいと思いますので、その辺もまた町の方も民有林の方に地権者、所有者の方に要望でも頂ければということをお願いしたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井議員。

◎ 1 番（松井盛泰）

当初予算きちんと説明しているんですよ。今回は植林して50年以上経っているスギが伐採したくても大型が入れない。先程課長の方から説明したけども銅管が崩れてしまって道路の機能がなされてないと、たまたま今回は国の予算がついたことによって全額国の経費でやるという事業なの。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

ないようですので、7款商工費の方に移ります。

質疑ございませんか。

6番、山田議員。

◎ 6 番（山田顕人）

説明資料の6番ですね、こもれば温泉の支援事業の関係でご質問させていただきます。以前全協の方でもお話させてもらったんですけども、令和6年度の電気料の見込みが2,500万円、令和5年度の実績が2,195万円と2,200万円程なんですけども、そしてこの差が300万円程ありますね。それで去年の支援した金額が850万円だったので、それに300万円を足した金額で支援すべきなんじゃないのかなという事で私は思っているんですけども、その辺りの見解をお知らせ願います。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。議員が仰る通り、昨年のこもれば温泉の部分の支援については、電気料金の高騰支援ということで実施させて頂いております。その中身については令和2年度のコロナ前の運用状況、電気代ですね、電気代と比べて令和5年度の見込みの中で支援させて頂いております。その中で850万円ということで、昨年実績となっております。

今年度の電気料については、皆さんご存じのとおり、燃料高騰化等ですずっと高くなっております。その部分については今後低くなるというか、これからその部分の負担増が見込まれていますので、その辺の負担を含めながら今年度の部分については支援の方を計算しております。それで令和5年度の温泉の経営状況を鑑みて令和6年度の試算をたてまして、不足する分というかマイナスになる部分について支援金を考えていますので、若干昨年とは考え方は違いますけども。今後こもれば温泉の運営状況を含めながら、この額となっておりますが、ちょっとご理解頂ければと思います。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田議員。

◎ 6 番（山田顕人）

電気料に関しては、国のエネルギー対策の支援が無くなって電気料も高騰していくということではあると思うんですけども、先程の説明でいくと多分そのような形で電気料がほぼほぼだということだったと思うんですけども、今聞くとまた違う話だということでもありますので、これは赤字補填ということになっていくと思うんですけども、これは一体幾らくらいまで赤字補填していくのかということとちょっとこの先見通していくと、どのくらいになっていくのかというふうに、ちょっとお聞きします。

◎ 議 長（谷口康之）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

私の方から説明します。今回出した予算につきましてはですね、収入から全体の費用差し引いた1,955万円に対しての補助をしたいと、昨年度は電気料金の高騰部分にかかるということで、850万円ということにさせて頂きました。今回あすなろの方からはですね、人件費を含めた中で収支を出してきまして、それで運営費として補助して頂きたいというような意向もあったんですけども、全体的な流れの中で今までは収入から実質的な支出ということで、今回も見えますけれども、今後の対応についてはですね、実は今年度いっぱい契約が切れます。ですから新年度からは、また新たな募集をかける5年間の管理者を指定するということになるんですけども、今後の対応についてはですね、運営費の収支見込について少し議論していかないとなかなか経営的には厳しいのかなという事で考えていますので、今回人件費は含めないで経費を支出総額から収入を差し引いた額でやっていますけども、今後については人件費も含めた中で運営費というのは見ていかなきゃということで考えております。今時点で幾らということで話は出来ませんが、管理者の方から指定管理の申し込みがあった時点でもう少し精査をしてですね、今後の取り組みについては議会とも協議をしていきたいと考えております。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田議員。

◎ 6 番 (山田顕人)

今年度いっぱいで大体指定管理者終了してしまうということでもあります。終了してしまっても次の時期もやってもらいたいなというところはあると思いますので、そこは何とかしていかなきゃならないんだろうという気持ちもあります。

今の入浴料っていうんですか、まず65歳以上150円ということになっていますけども、何処の施設をみても150円に入れる所ってなかなか無いと思うんですよね。その辺も少し要望して頂いてやはり赤字補填ということであれば、町民にも負担してもらわなきゃならない部分もあると思いますので、その辺りも少し考慮しながらやって頂ければというふうに思います。以上です。答弁いりません。

◎ 議 長 (谷口康之)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

当初150円にした経過というのは、町民の健康保養ということもありまして、健康の増進ということで150円という事に設定した経緯もありますし、それから今のように収支のバランスがあってこないという現状としてありますので、その辺を精査しまして議会の所管の中でも協議をして頂いた中で、今後の料金の設定についても進めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎ 議 長 (谷口康之)

よろしいですか。

◎ 6 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

ないようですので、10款教育費に移ります。

質疑ございませんか。

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

議案書の26ページに関して、ちょっとお尋ねしたいと思います。教育費の英語助手が1人増えることになっていますけれども、元々知内としては、英語に力を入れてた町だと思うんですよね。小学校、中学校と。ずっと今町長さんも議員さん時代によく英語の事で一生懸命になっていたのも私も記憶しております。こうやって1人、2人、3人になりまして、今後この町で英語に関して子ども達にどのような状況まで進めていくお考えがあるのか、ありましたらお尋ねしたいと思うんですけど。

◎ 議 長 (谷口康之)

教育長。

◎ 教 育 長 (堂下則昭)

お答え致します。今議員仰ったように知内町くらいの規模の中で、ALTが3名ということとは非常に珍しい状況だと思います。ただ一昨年ですけれども、今は2名体制になる前に民間からのALTがいましたから、半年間だけ3人体制でやっていた時期がありました。その

時には小学校、中学校、高校、全ての学校で、中学校、高校では全ての授業に入ってもらえたということで、2名体制ではなかなか入れない。それから今こども園でも、2週間に1回英語で遊ぼうということで意識づけとして英語の教室が開かれている。公民館講座としても2週に1回ALTによる英語遊び、それから小学校1、2年生は基本的に外国語は無いんですけども余剰時間を使って年間10時間、1年生も2年生も活動として小学校でやっています。3、4年生は外国語活動として、これはもう指導要録に載ってる、5、6年生に繋がっていくということで、こども園からずっとALTや職員によって英語に対する意識が高まるように、それから外国の文化にも馴染めるような形でということで、日常的に外国人がいる環境を作りつつあります。その後また今回3人目ということで、今考えていることなんですけれども、こども園に日常的に午前中に配置したい。そうすることで何をやる勉強するということじゃなくて、日常生活の中で少し簡単な英語で会話が出来れば良いな。その中で例えば小学生の英検、中学校の英検というものに対しては、やはり上級の級を取る子ども達が増えつつあります。高校については、以前も話したことがあるんですけども、知内の子ども達は全体の1/3くらいしか今いませんので、それがそのまま比例していくということにはなりませんけれども、高校は高校で海外の見学旅行であったり、短期留学であったり或いは昨年は、ニセコの国内の語学留学という形も考えていて、そういう形でもって子ども達に英語で会話する機会が日常的になると同時に外国語の文化も少しずつ浸透してきています。ですから、そういうような状況の中で、今度はどのような形で子ども達の英語力を図るかという問題なんですけども、図ることってなかなか難しいんですけども、英語力自体は基礎力どんどん上がっていったということだけは間違いありません。あとは例えばまだこれは何も決まってませんが、町と学校全体でもって英語の発表会をすることが出来れば良いなとか、学校の中で英語の劇を学校祭なんかで出来れば良いかなとか、いろいろな話としては出てきているんですけども、それはこれからの問題になろうかと思っています。ただそういう意味では子ども達にとって、ほんとに英語を使った授業っていうのは増えていったらとプラスアルファとして海外の実習生の方達も来てますから、今後そこと英語とはちょっと関わりなくなりますけれども、外国文化という意味ではそこの関わり合いも作っていければというような形でもって考えている中のひとつではあります。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

今のグローバル社会に向けてほんとに素晴らしい教育の方針だと思います。これが小学校、こども園とかから遊びの中で身につくということ、そしてまた身近に外国の習慣と自国の習慣の違いを自然と分かってもらえる大人になっていける教育の仕方、それは凄く素晴らしいことであって、大変今後の社会には良いことだと思います。

それを更にこども園、小学校、中学校とこの町でその英語に凄く取り組んでというか自然と身につけていってそれが高校に行くのが今半分くらいなんですけども、それをまた高校の魅力化として英語にもうちょっと力を入れてというか、違う方向性のもも一緒に見つけて、ここにありますよってことがあれば、他所にいつている子ども達ももしかしたら、此処の高校に進みたいって思えるようなそういうものをもっていければ、ほんとに知内の住民としてもっと高校に他の住民も理解示してくれるでしょうし、そういう方向性を是非もってい

ってもらいたいと思っております。

◎ 議 長（谷口康之）

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

高校の魅力化ということでは今外国語の話をしましたけれども、決して外国語だけに拘らず、やはり知内の子ども達を選んでもらえる高校ということで、今高校とのやり取りで先生達にも頑張ってもらっているところです。

それと今年度は全国公募も積極的に広報活動をするようになりますから、少しずつ変わっていくのか、でも学校としては町としては大きく変化していかなければいけない時期にかかっていると思いますので、いろんなことをまたご報告させて頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

◎ 3 番（笠松悦子）

ありがとうございます。

◎ 議 長（谷口康之）

あとよろしいでしょうか。

質疑ありませんか。

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

説明資料の9ページでございます。ムービングハウスですね。250万円の追加ということではあるんですけども、当初の予算でいくと4,240万円だったんですね。その中でですね、基礎工事、下水道工事の接続、電気の引き込み等も入っております。今の説明でいくと野球部以外でも入れるようにということで、仕切りを付ける事なのかな、これ前回の図面と見比べると、その辺り野球部以外ということは男性を意味するのか、女性を意味するのか、その辺お知らせ願ひたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。このムービングハウスのこの資料でいきますと、上の方の棟を二部屋に分けると、それぞれにバス、トイレそういった物を設置する、そして工事費が200万円ちょっとなんですけども、今回このムービングハウスにつきましては、野球部関係で入学される生徒がもし青少年交流センター以上に入学されたら、こちらを利用してもらう。または今年から始めました全国募集での入学生、こういった人方には個室化をした方をプライベート空間を維持する感じの方を利用してもらうということの二刀流で考えているんですが、男性、女性という意味では一応セキュリティの関係も考えますと、男性ということで男子生徒の方を最大2名、こちらに利用していきたいなという事で考えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

今のお話でいくと野球部以外の生徒が入れるように仕切りを付けるということであるんですけども、野球部がもしここに入ったとしても仕切りを付けなきゃ駄目だったんじゃないか

と思うんですけども、その辺どうなんでしょうかね。

◎ 議 長（谷口康之）

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

お答え致します。実はこのムービングハウスは最初は野球部が今60名以上いますので、青少年交流センターびちびちで、それが来年度少しでも増えるとちょっと厳しいと、或いは感染症対策で隔離しなければいけない、遠くから来ている子ども達もいますので、その辺は保護者に来てもらうんですけども、来るまでの間じゃあどうするのかというようなことも含めて、びちびちの状態ではちょっと危機管理的には非常に無理だということで、この形でもってムービングハウスを設置することをお願いしたんですけども、ご存じの通り今年知内高等学校41名をきりまして、一間口の人数になってしまいました。ですから本来そういうような状況も踏まえながら、全国募集はしていたんですけども、急遽全国募集をもっと積極的に生徒募集をしなければいけない。本来は住む所も決めて用意してそれから募集ということがベストなんだろうけども、1年も待つと募集が2年先になってしまうものですから、1年とも言えないというようなそういう考え、今までいろんな配置計画の中で、高校が無くなっている状況、それはやっぱり初動が遅くなってというのが沢山見てきました。その中で完全な受け入れ体制を取らないで、今年も並行して走っている状況にあります。そうすると来年何名来るのかは何とも分かりません。ただその中で来た子ども達を全員受け入れるだろうか考えた時に、もしかしたら不可能かもしれない。もしかしたらゼロかもしれない。その中で今女子生徒は、1つ民間の所で下宿してもらえる所を確保しています。そういった時にやっぱりいろんな状況の中で子ども達が来るので、野球部と同じように二部屋シェアというようなことでは、なかなか難しい状況があったりするかもしれません。そうして募集する中で子ども達にとっては宿泊居住空間というのも選択の中で、非常に重要な部分の1つであるというふうに考えています。ですから、

そういう意味では最初は2人、2人という事でやってたんですけども、何とか個別の部屋を作って対応したい。ただ女子1名、男子2名というような形しか、今のところはきちんとした形では確保できていないんですけども、それ以外に増えた場合にはいろいろな旅館さんに今いろいろな情報を頂いたりして動いている所です。ただこればかりは来年の1月の末にならなければ出願の人数というのは、なかなか把握できない。若干把握で出来るとすれば、9月10月に予定している学校説明会というようなことになろうかと思っておりますので、その辺のところはちょっと流動的になろうかと思っておりますけども、その辺のところ理解頂いてお願いしたいなというふうに考えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

ここに女子生徒が入るかどうかというのは、私はちょっと厳しいのかな、セキュリティの関係ちょっと難しいのかなと思います。

野球部のみならず、違う生徒が入るよといった時でも、この図面を見る限りでは仕切りが何個有るのかなと思う、2つが個別なのかな、もう1つの方が個別になっていないのかなという気はするんだけど、どちらも個別にした方が良いのかという気はしないわけではない

んですけども、当然ね、生徒募集全国に力を入れていくということでもありますのでね、その辺りを考慮していくと反対側も仕切り入れた方が良いのかなという気はしないわけではないんですけど、その辺りもう1度お願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

教育長。

◎ 教育長（堂下則昭）

今、野球部の方も大体20人前後で推移しているんですけども、そちらの方の募集も強化したいというふうな意向として考えてもらっています。そうすると野球部も増えるかもしれないというようなこともあって、ムービングハウスなどで後から若干の変更することは、お金がかかることにはなりますけども出来ます。今個室の場合は1人ずつ2人の部屋を2人は入れることを想定しています。それからもう一つの所は2段ベッドで2人、2人で4人を想定しています。そういう意味で、野球部が入るとなると今の交流センターも同じですけども2人1組でシェアすることになります。そしてそうでない所には1人ずつということで、状況によってはそこが少し変われるところをちょっと残りつつ、基本的には個室2部屋、今の交流センターと同じような2段ベッドにすると2人2人で4人入れるというような形で今は考えて進行させているところです。

もう1つ女子は議員仰る通り、そこに女子を置くという事は非常に難しいことだし、食事もそこで一緒にとるとなったら60人以上の男子の中女の子が1人2人は入るとするのは現実的に考えにくい事では有りますので、それ以外の形にしてここは男子だけというふうに考えています。以上です。

◎ 6番（山田顕人）

分かりました。

◎ 議長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

それでは、歳出の質疑で質疑漏れのある方はいませんか。

6番、山田議員。

◎ 6番（山田顕人）

先程過ぎてしまったんですけども、説明資料の4ページです。低所得者世帯の支援の中でですね、18歳以下の児童を扶養している世帯ということになっております。18歳以下という事は高校生以下でということと考えられると思うんですけども、高校を辞めて方もいると思うんですよ、その方も児童に含まれていくのかどうなのか、その辺ちょっとお知らせ願います。

◎ 議長（谷口康之）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

私の方から説明させていただきます。こちらの方、それぞれの非課税世帯、均等割課税世帯に扶養されているということになりますので、税法上の扶養というのが103万円以下の収入ということになりますので、その範囲内の収入であれば支給の対象ということになります。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

6番、山田議員。

◎ 6 番 (山田顕人)

学校辞めてアルバイトしながら家にいるという方、若しくはアルバイトも何もしないでただ家にいるという方も対象になるということで理解していいですか。分かりました。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

1番、松井議員。

◎ 1 番 (松井盛泰)

休憩とらないですとやってしまうの。

◎ 議 長 (谷口康之)

きりの良い所で終わりますので。

◎ 1 番 (松井盛泰)

先程一般質問の中でもちょっとでましたけれども、今回の予算の案件とはちょっと関係ありません。たまたま関係人口の構築事業等について先程いろいろお話ありましたけれども、今正しく規則的に情報発信を進めるんだという話もございました。ただどうでしょ、もう少し身近に問題を小さなこの町の小さなところから、ものを始めていったらどうだろう。過去に今まで3回、4回、各地区にあるふるさと会、これを対象にしながら、少しく掘り下げてみたらどうだという論議を何回かしたことがあるんですね。昨年度もこの話で今年予算的になんぽかその辺も予算見るかなと思ったら、当初予算は初めからみてない。ただこの関係人口の中で我々議員も含めて、町の理事者も全て知内町の営業マンにならなきゃならないという話を以前からしてたんですね。今回どうなんでしょう。今まで東京ふるさと会、私の議長時代の話なんですけども、集まる時には通常60人、70人集まった時もあります。今話聞けば25、6人しか集まらない。札幌辺りは15、6人。しかしこっちから何人か行くよとなれば倍以上の人数が集まってくる。問題はここなんです。営業マンの発揮する所。やっぱり人が集まらない所には知内の話はできない。いろいろ話を聞いていると、知内の昔話がよく出てくるんですね。昔は知内こうだったけど今は全然その辺無くなったよという話、非常に懐かしい話なんですけども、これらが原点になって知内を見直す良い機会になるんじゃないかと思うんですけども、今年辺りはどうなんだろう。議員、それから町内会、その他いろいろな団体あるんだと思いますけども、こういう方々も一緒にですね、ふるさと会に行って営業しませんか。その考え方あるか、無いかお尋ねします。

◎ 議 長 (谷口康之)

政策調整課長。

◎ 政策調整課長 (三原知明)

ご説明します。ふるさと会も且つては、札幌、東京もですかね、別なイベントなんかと抱き合わせて議員さんにもお越し頂いたり、各町内会長さんにもお越し頂いたりということで、やってきた経過はございます。ただ3月にもご説明したかもしれませんが、いろいろコロナの関係ですとか、高齢化と言って良いのか、そういった関係で非常に集まって意見交換をするというのが、非常に難しくなっているのも事実だというふうに思っています。もし可能であればですね、議員の皆様方にもご参加頂くというのは、ふるさと会のメンバーの方々も喜んでいただけるのかなというふうに思いますので、議会事務局なり、議会側とです

ね、これから協議、検討をさせて頂ければと思います。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

質疑がないようですから、歳出の質疑を終わらせて、歳入一括質疑を行います。

10款から21款、質疑ございませんか。

6番、山田議員。

◎ 6番（山田顕人）

説明資料の2ページです。総合行政システムの標準化対応業務委託事業の方で少しお聞きします。当初予算で基幹システム二重業務ということで、6,498万6千円を予算付けしております。そのうち戸籍附票が184万8千円ということで予算付けしてたんですけども、今回1,188万円かな、この辺りを債務負担行為で追加されたということなんですけども、中身を見るとほぼほぼ事業内容が似たような形で重なっている部分があるんですよね。その辺りを考えるとなんで6倍以上まで増えているのかなとちょっと気になったもので、その辺りお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。当初予算に関しましては、総合行政システム全体の部分のデータクレンジングの部分とデータクレンジング以外の部分が大体6,300万円となっております。それにプラスして当初予算に盛り込みましたのは、戸籍・戸籍附票システムの部分はあくまでデータクレンジングの部分だけの184万8千円、この部分だけもたせて頂きました。この後ですね、見積書と精査してデータクレンジング以外の作業の部分、今回説明資料にある部分、データ抽出だとか、これですね、総合行政システムと戸籍と戸籍附票システムと当初予算の時にデータクレンジングの部分が合算されてたんですが、この作業の部分の戸籍・戸籍附票システムの実際の作業の方はデータクレンジング以外の作業の部分は、入っていませんでしたのでこの部分が1,188万円入ってきたという事で今回補正させて頂いたという形になっています。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

6番、山田議員。

◎ 6番（山田顕人）

分かりました。実施内容と今回の部分、業務内容ですか、これの中でいくとやはり職員への操作研修だとか、その辺も入ってるんで皆さん全部入っているのかなと思って、なんでこんなに膨れ上がったのかなというので、質問させてもらったんですけども分かりました。了解します。

◎ 議長（谷口康之）

答弁よろしいですか。

◎ 6番（山田顕人）

いません。

◎ 議長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に債務負担行為の補正について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に地方債の補正について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 長 (谷口康之)

ここで、昼食のため暫時休憩致します。

再開は、午後1時10分と致します。

(休憩 午後 0時05分)

(再開 午後13時10分)

◎ 議 長 (谷口康之)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

● 議案第2号 知内町営住宅管理条例の一部改正について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第10、議案第2号、『知内町営住宅管理条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

議案の35ページをお開き願います。

議案第2号、知内町営住宅管理条例の一部改正について。

知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

予算説明資料の方で説明させていただきますので、予算説明資料の7ページをお開き願います。

知内町営住宅管理条例の一部改正について。まず改定の理由でございますが、町営住宅の管理に関する基準については、基本的には国が定めております、公営住宅法の基準により条例を定めております。それで今回一部引用しております配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護等に関する法律、いわゆる配偶者 DV 防止法の一部を改正する法律の公布により、関係する条例の改正を行うものであります。

改定の内容でございますが、町条例で定めております入居者の資格条件の1つである所得金額の上限額の緩和する条件として規定されている、配偶者 DV 防止法の保護命令に関して、接近禁止命令と退去命令のうち、接近禁止命令の要件等の改正に伴いまして、第10条第1項と第10条の2に分けて規定されたことから、第10条第1項を引用している箇所を第10条第1項又は第10条の2の条項に改正するものであります。この条項の主旨と致しましては、配偶者 DV 防止法に則り、裁判所が被害者に対して保護命令を出した場合に、その被害者の方が町営住宅の入居申し込みをされた際に、被害者保護のために優先して入居できるように入居者の資格条件であります所得金額の上限額を緩和するという事で、この要件が定められております。

附則と致しまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用致します。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 知内高校教員用PC更新事業について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第11、議案第3号、『知内高校教員用PC更新事業について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
知内高等学校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（高田正志）

議案36ページです。議案第3号、知内高校教員用PC更新事業について。知内高校教員用PCについて、次のとおり購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記1、契約の目的、知内高校教員用PC更新事業。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、金780万100円。4、契約の相手方、函館市末広町22番1号、株式会社エスイーシー、代表取締役社長、柳原清司。5、工期、契約の日から令和6年9月30日まで。

詳細につきましては、資料で説明します。説明資料 8 ページをご覧ください。

事業名、知内高校教員用 P C 更新事業。事業概要、サーバー一式、バックアップ一式、ノート P C 27 台、設定作業となっております。入札月日は令和 6 年 5 月 27 日。仮契約金額、仮契約相手、指名業者は記載の通りです。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第 1 2、意見書案第 1 号、『日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ 2 番 (花井泰子)

令和 6 年第 2 回定例会知内町議会、意見書案第 1 号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99 条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和 6 年 6 月 20 日提出。提出議員、花井泰子。以下議長を除く全員が賛成議員となっております。それでは案文の朗読をもって意見書を申し述べます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年 9 月 20 日には同条約への参加・調印・批准が開始され、2021 年 1 月 22 日に発効しました。現在 93 か国が署名し、70 か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがつよく求められています。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこないました。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないながら侵略を続けています。また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドをおこなっているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。その証として、核兵器禁止条約に参加、署名・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣。以上でございます。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第13、意見書案第2号、『令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

◎ 4番（五十嵐捷爾）

令和6年第2回定例会知内町議会、意見書案第2号。

令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和6年6月20日提出。提出議員、五十嵐。賛成議員、花井、笠松、吉田、山田、一之谷、野口、木村各議員です。

令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、令和4年民間給与実態統計調査結果札幌国税局分によると道内でも39.6万人と、給与所得者の23.3%に達しています。また、2023年に引き上げた40円で、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、48万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

令和5年8月31日に開催された第21回『新しい資本主義実現会議』において「公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していただき、その積み上げにより2030年代半ばまでに、全国加重平均が1,500円となることを目指していく」と述べられています。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和6年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記1、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,078円」を下回らない水準に改善すること。

3、賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長。

以上でございます。よろしくご審議の程お願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「異議なし」の声多数）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第14、意見書案第3号、『地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顕人君。

◎ 6 番 (山田顕人)

意見書案第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出につて。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和6年6月20日提出。提出議員、山田顕人。賛成議員、松井盛泰、笠松悦子、五十嵐捷爾、吉田峰一、一之谷駿、野口久美子、木村一各議員です。

朗読によって意見書の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記1、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。また、保育施設・学童保育

施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国なみの基準に改善するための予算を措置し、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、自己決定権を尊重し、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

7、会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

8、自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化・生活者の移動手段の確保にむけて、地域公共交通体系の整備について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画）。以上でございます。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第15、意見書案第4号、『義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、野口久美子君。

◎ 8 番 (野口久美子)

令和6年第2回定例会知内町議会、意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和6年6月20日提出。提出議員、野口久美子。賛成議員、松井盛泰、花井泰子、笠松悦子、五十嵐捷爾、吉田峰一、山田顕人、一之谷駿、木村一。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が定年引上げに伴う特例定員を除くと5,660人であるのに対し、自然減や配置

の見直しなどにより8,326人の減少となっており、実質的な教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

23年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で13.96%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い17.45%（5.4人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～高校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう要請します。

5、高校授業料無償制度への所得制限撤廃を要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第16、意見書案第5号、道教委『これからの高校づくりに関する指針』（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、松井盛泰君。

◎ 1 番（松井盛泰）

意見書案第5号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものでございます。

提出議員並びに賛成議員については全員でございますので、お目通しを頂きたいと存じます。

朗読をもって説明にかえさせていただきますが、文面に鍵括弧並びに括弧を省かせて頂きますのでよろしくお願いを致します。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改定版）」）を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が55市町村（24年4月現在）となり、この3年でさらに増加します。

「指針（改定版）」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な考え方として、「5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」「地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」と定めたことから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。

また、各地域や学校の特色あるとりくみにより新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、下記の事項について強く求めます。

記1、道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

2、すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。

4、障害のある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

提出先につきましては、北海道知事、北海道教育委員会教育長。以上でございます。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第17、意見書案第6号、『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 5 番 (吉田峰一)

意見書案第6号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和6年6月20日提出。提出議員、吉田。賛成議員、松井、花井、笠松、五十嵐、山田、一之谷、野口、木村。以上の議員です。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上です。

◎ 議長 (谷口康之)

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上6件の意見書案について提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案はこのように取り扱うことに決定致しました。

● 議長発議 議長閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長 (谷口康之)

次に日程第18、議長発議、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出席することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長 (谷口康之)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第2回知内町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

どうもありがとうございました。

(閉会 午後2時05分)